

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

境港市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境港市長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、境港市介護保険条例及び境港市個人番号の利用等に関する条例の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払の一時差止め ※当市では、介護保険法に基づき、上記③の事務のうち一部を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に「保険者事務共同処理事務」として委託しており、当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、 滞納整理システム、 団体内統合宛名システム、 中間サーバー、伝送通信ソフト（国保連合会）、 サービス検索・電子申請機能 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムに使用するデータについて、電子メール方式で保険者（境港市）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、
収納情報ファイル、
統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び 別表100の項 境港市個人番号の利用等に関する条例 第3条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境港市 福祉保健部 長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 総務部 総務課 電話 0859-47-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 福祉保健部 長寿社会課 電話 0859-47-1038
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名管理システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御をおこなう。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 1. ②事務の概要		【※当市では、介護保険法に基づき、上記③の事務のうち一部を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に「保険者事務共同処理事務」として委託をしており、当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。】を追加	事前	厚生労働省から、国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成28年12月27日	I 1. ③システムの名称		【伝送通信ソフト（国保連合会） ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムに使用するデータについて、電子メール方式で保険者（境港市）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。】を追加	事前	厚生労働省から、国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
令和1年6月25日	I－5－②	長寿社会課長 沼倉加奈子	長寿社会課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月25日	II－1、II－2	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月25日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和5年6月8日	I 1. ③システムの名称		【サービス検索・電子申請機能】を追加	事後	デジタル庁から、びったりサービスによる電子申請の実施に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供がなされたため。
令和7年6月20日	I－3	番号法第9条第1項 及び 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 境港市個人番号の利用等に関する条例 第3条	番号法第9条第1項 及び 別表100の項 境港市個人番号の利用等に関する条例 第3条	事後	番号法別表第2の廃止に伴う見直し
令和7年6月20日	I－4②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号 及び 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 131、132の項	事後	番号法別表第2の廃止に伴う見直し
令和7年6月20日	I 1. ③システムの名称	滞納管理システム、収納管理システム	滞納整理システム、収納消込システム	事後	
令和7年6月20日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		宛名管理システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御をおこなう。	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分である。	事後	新様式移行による
令和7年6月20日	II－1、II－2	平成31年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	時点修正